

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 団体生命保険付き住宅ローンの債務控除

Q：私はマイホームを購入したとき、銀行でローンを組みました。その際、団体生命保険に加入しております。私が死亡したときは、その保険で返済されます。この場合、相続税はどのようなになりますか。

A：マイホームを購入する場合には、このように生命保険付きでローンを組むのが一般的に行なわれています。

もしものことがあっても、困らないようになっています。この団体生命保険は、あなたが保険料を負担していることになっていますので、あなたが、亡くなったときには御自身の受け取るべき保険金によりローンの弁済がされます。

相続税を計算するときは、生命保険を財産とし、ローンの残債を債務控除として計上する必要があると思われがちですが、その必要はなくどちらも計上しなくてもいいことになっています。

したがって、相続が発生したときには、マイホームの土地と建物だけを相続財産に計上することになります。

